

福祉環境委員会  
(保健福祉局)  
令和元年 7 月 25 日

[報告]

「第 3 回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会」の開催について

1 開催趣旨

- ・従前から推進してきた「地域における要援護者支援（共助）の取り組み」・「福祉避難所・基幹福祉避難所の整備」に加え、昨年の台風・豪雨災害を踏まえた、要援護者の支援体制の整理。
- ・高齢化の進展に伴い増加している「認知症」、「精神障害者」の方への対応の検討。
- ・市民に対する避難行動の推進・意識醸成に向けた対応を検討。

2 開催日時・開催場所

令和元年 6 月 21 日（金）13 時 45 分から 15 時 45 分 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室

3 議事内容（第 3 回）

議題 1：風水害災害（短期間・局地的な災害）への対応について

4 委員（有識者：50 音順・敬称略）

植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
遠藤 洋二	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
大西 孝男	神戸市身体障害者施設連盟会長
近藤 誠宏	神戸市医師会副会長
正心 徹	神戸市知的障害者施設連盟事務局長
松井 年孝	神戸市老人福祉施設連盟理事長
伊藤 正	神戸市社会福祉協議会事務局長
祐村 明	神戸市民生委員児童委員協議会理事長

5 議事要旨（○委員発言 ●事務局発言）

[議題 1 について]

①緊急避難場所の要援護者把握体制の整備及び、保健師巡回・要援護者支援体制の充実

- 避難者調査票の内容について、短期間の風水害にしては項目が多い。整理が必要。  
また、iPad などを活用することで、他のデータとの連携等が可能となる。
- 職員向けマニュアルは災害時の混乱状態で職員が活用するものであることを念頭において、内容を精査し、できるだけシンプルな内容にするべきである。

②基幹福祉避難所等の開設、福祉避難スペースの拡充

- 地域福祉センターは福祉避難所として機能できるのか。
- 福祉避難所として機能させるには、保健福祉の専門知識を持った職員の確保が課題となる。
- 地域福祉センターを福祉避難スペースとして活用するためには、民間との協働を模索できれば良いのではないのか。

### ③要援護者用物資の備蓄拡充

- 備蓄場所として、市営住宅の空き部屋等の公共スペース活用や民間への管理の委託などの方法を検討してはどうか。
- 業者からの協力を得て、流通備蓄を活かすことも大切。
- 風水害時に開設する可能性の高い緊急避難場所を最優先に、段ボールベッドなどの現物備蓄を進めたい。

### ④避難が困難な要援護者の移動手段の確保について

- タクシー協会との協定では、人工呼吸器や大型の車椅子の移送のための福祉車両は用意できないのではないかと。そのような対象者は、日頃から送迎の支援を受けているので、送迎業者との連携も検討をしてみてはどうか。
- 福祉施設としては日頃から利用者を送迎しているので、移送の要請には応じられると思う。

### ⑤避難に配慮を要する方の個別避難計画策定支援

- 重度者に個別避難計画が必要である一方、軽度者についても、日頃からのサービス利用計画やモニタリング時に災害に関する事項を盛り込み、支援者側の意識向上も図るべき。
- 個別避難計画策定時における人工呼吸器装着患者の受入先として、民間病院協会にも協力を求めていくのはどうか。

### ⑥基幹福祉避難所（福祉避難所）等の災害時開設訓練

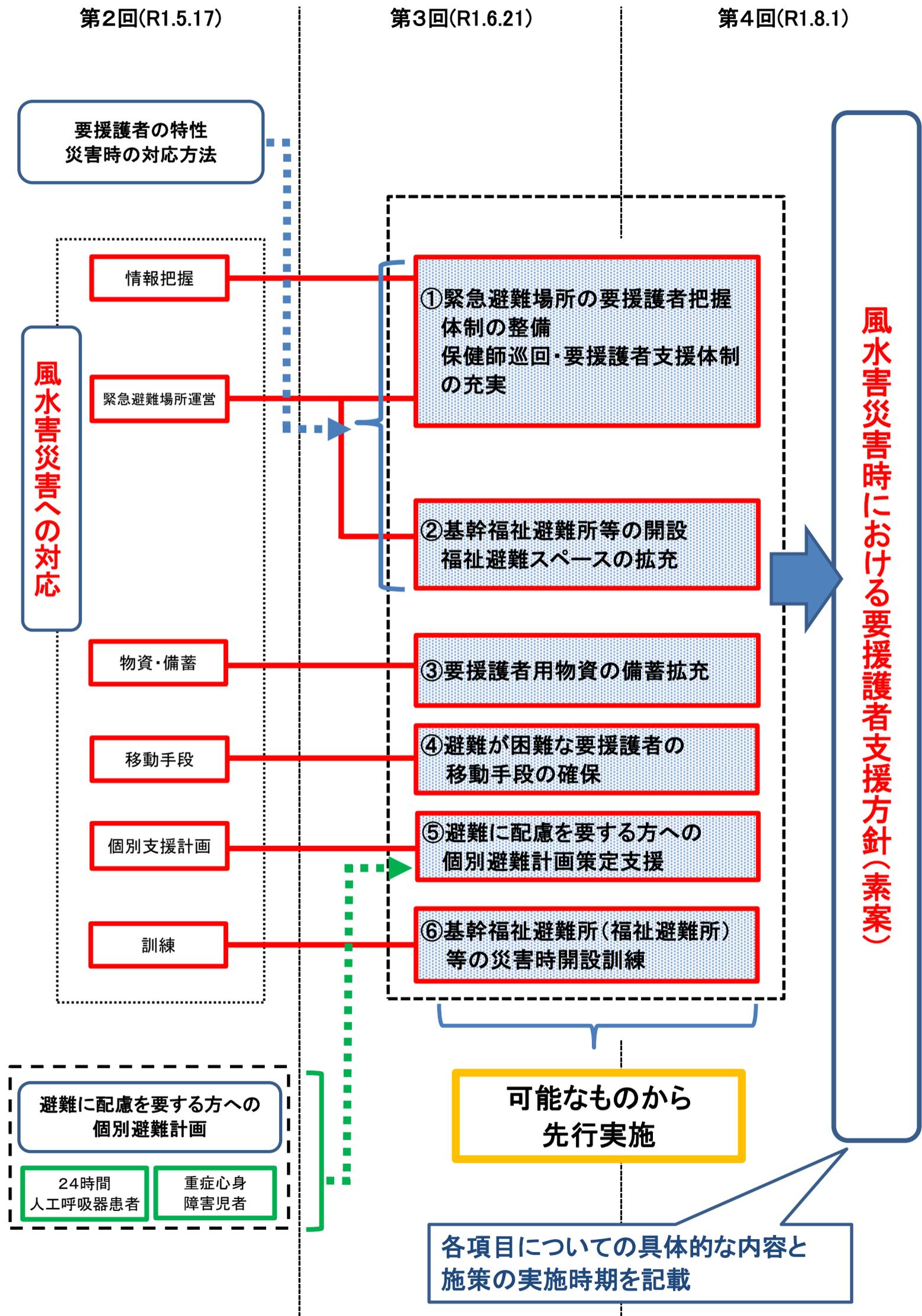
- 訓練は、他の高齢者・障害者施設とも連携していくべき。
- 訓練には避難行動要支援者や避難所で支援を必要とする人も巻き込み、参加いただくことで周囲に様々な特性の方がいることを知ってもらうことが大切。
- 共助の取組みを進めるには社会福祉協議会の存在が重要である。
- 福祉避難所における訓練については、年に1度の机上訓練及び、2～3年に1度の実地訓練をお願いしていく。

## 6 今後のスケジュール

第4回検討会 令和元年8月1日（木）13：30～15：30

第5回以降は、大規模災害時における課題について議論を行う。

# 風水害災害への対応検討スキーム



< 昨年の豪雨災害時の課題 >

○要援護者の把握

避難所避難者のうち配慮が必要な要援護者の把握が十分にできなかった。

○保健師等の健康相談や要援護者支援の迅速化

保健師等による健康相談や要援護者支援に迅速な対応がとれないケースがあった。

○中長期化による要援護者への福祉対応

避難指示・勧告等発令の長期化により、体育館での避難生活を余儀なくされ、高齢者等の熱中症対策や妊婦・乳幼児などで個室対応を望まれた方があった。

○備蓄品の提供基準の明確化

緊急避難場所開設段階では、備蓄物資を提供する基準がなく、小中学校においては一般避難者用の備蓄品のみ配備されていたが、要援護者用の備蓄がなかった。

○基幹福祉避難所・福祉避難所の開設判断

また、緊急避難場所から「一般避難所」段階へ移行しなかったため、福祉避難所も開設できなかった。

○避難区域からの避難困難者の移動手段

自助・共助による移動手段の無い避難困難要援護者の対応に苦慮した。

< 今夏に向けた体制整備及び対応案（概要） >

①緊急避難場所避難者のうち要援護者を把握、本部への定時報告の実施。

緊急避難場所（福祉避難スペース）へ配慮の必要な要援護者の受け入れ、並びに保健師等の巡回訪問等の要援護者支援を実施。

②基幹福祉避難所において、市からの要請に応じて開設を準備。

基幹福祉避難所の開設要請を受け次第、要援護者の受け入れ調整、受け入れの実施。

③要援護者用の現物備蓄の推進、備蓄拠点の拡充、適正配置。

④緊急避難場所（避難所）から基幹福祉避難所等への移送の際、家族、地域団体による移送が困難な場合の移送支援。

⑤避難区域内の人工呼吸器装着者、重症心身障害児者などの個別避難計画の支援。

⑥風水害対応に向けた基幹福祉避難所（福祉避難所）の開設運営訓練の実施。